山梨県ケース会議専門家派遣事業実施要綱

（事業目的）

第１条　本事業は、孤独・孤立の問題を抱える者の支援において、法的課題を含む複雑かつ困難事例に対応するため、市町村、地域包括支援センター等（以下「指定機関」という。）が本人の利益を図る目的で開催する会議（以下「ケース会議」という。）に弁護士を派遣し、専門的な助言を行うことにより、支援の適切な実施及び問題の早期解決を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、山梨県（以下「県」という。）とする。

（庶務）

第３条　本事業に関する庶務は、総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課総合県民企画室において処理する。

（事業内容）

第４条　本事業においては、孤独・孤立の問題を抱える者の支援に関する支援方針の検討等を行うケース会議に弁護士を派遣し、次の各号に掲げる事項について助言を行うものとする。

一　法律問題に関する助言

二　支援方針に関する法的観点からの助言

三　その他、支援の円滑な実施に必要な法的観点からの助言

（ケース会議）

第５条　本事業の対象となるケース会議は、次の各号の要件をいずれも満たす会議とする。

一　指定機関が主催する個別案件に関するものであること。

二　当事者の利益を図る目的で開催するものであること。

三　孤独・孤立の問題を抱える者に関するものであること。

四　金銭問題、債務、相続、住居、家族関係等、契約問題その他の法的課題が含まれるものであること。

五　支援方針の検討にあたり、法的観点からの助言が必要と認められるものであること。

六　会議の実施場所が山梨県内であること。

２　前項の規定にかかわらず、県が特に必要と認める場合は、本事業の対象とすることができる。

（指定機関）
第６条　ケース会議を開催し、弁護士の派遣を申請できる機関は、次の各号に掲げる指定機関とする。
一　市町村
二　福祉事務所
三　地域包括支援センター
四　基幹相談支援センター
五　社会福祉協議会
六　居宅介護支援事業所
七　特定相談支援事業所
八　障害児相談支援事業所
九　病院（退院調整会議等を含む）
十　その他、県が必要と認める機関

（派遣の申請）
第７条　弁護士の派遣を希望する指定機関は、ケース会議開催前に、「山梨県ケース会議専門家派遣事業弁護士派遣申請書」（様式１）を県に提出するものとする。

（派遣の決定）
第８条　県は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、弁護士派遣の可否を決定し、「山梨県ケース会議専門家派遣事業における弁護士の派遣について」（様式２）により申請した機関に通知するものとする。

（弁護士）
第９条　県は、山梨県弁護士会との契約により、本事業において派遣する弁護士を確保するものとする。

（守秘義務及び個人情報の取り扱い）
第１０条　弁護士及びケース会議出席者は、会議において知り得た秘密及び個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（経費負担）
第１１条　県は、本要綱に従い、派遣した弁護士に対し、契約に基づき、予算の範囲内で、報酬及び旅費を支払うものとする。

（報告）
第１２条　弁護士派遣を受けた指定機関は、ケース会議終了の日から起算して

１５日以内に、「山梨県ケース会議専門家派遣事業実施報告書」（様式３）を県に提出するものとする。

附則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。